

働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務 仕様書

1 委託業務名 働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務

2 委託期間 契約締結の日から令和8年3月16日まで

3 業務の背景・経緯

令和2年国勢調査（令和4年5月公表）における本県の移動人口のうち、女性の転出者数（5歳階級別）は、20～24歳が最も多く、転出先の上位は首都圏が占めている。また、東北活性化研究センターの調査（令和3年3月公表）によると、女性が就職に伴い地元（宮城県）を離れる理由として「やりたい仕事ややりがいのある仕事が地方では見つからない」という回答が6割となっており、仙台地域の人口減少・少子化対策において、「大学卒業後の女性の県外流出」が大きな課題となっている。

当事務所では、令和4年度から令和6年度までの3カ年、人口減少・少子化等地域対策事業として「女性活躍！仕事のやりがい発見プロジェクト」を実施し、若い女性の県内就職及び定着に向けた取組を行ってきたところである。

令和4年度には、県内外の大学生69名を対象にリサーチを行い、県内就職を希望する学生は多いが、学生の県内企業に対する認知度は低いこと、就職先の選定に当たっては、企業や学校からの機械的な情報発信ではなく、職場の雰囲気など社員からしか聞くことができない実際の意見を重要視しているという現状が把握できた。

このリサーチ結果を踏まえ、令和5年度には、女子大学生で構成するプロジェクトチームを結成し、女子大学生の視点でイベントを企画し、パネルトークや座談会、職場見学会を行った。

令和6年度は、プロジェクトチームによる取り組みを継続し、さらに企業側の視点を取り入れるため、スクラム企業6社を選定し、プロジェクトチームとの意見交換会や、協働事業として学生目線での企業の魅力紹介を行った。

令和7年度は、さらなるステップアップを目指し、女子大学生によるプロジェクトチームイベントや企業との協働による若い女性の県内定着に関する取組を継続しながら、新たに「就職した若い女性」を対象に加え、「働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト」として「企業の意識改革」に向けた取組を重点的にを行い、当該事業の効果を波及させていく必要がある。

4 業務の目的

本業務は、女子大学生で構成するプロジェクトチームを結成し、女性の雇用に意欲的な県内企業と学生との意見交換や、学生視点・アイデアを生かしたイベントの企画・実施等を通じて、県内企業についての理解を深める機会を創出し、女子大学生と企業の双方が共に取り組む好循環を生み出すこと、また、首都圏に就職した若い女性を対象とした働き方や理想のライフコース等に関するリサーチを実施し、企業が若い女性の考え方に対する理解を深める契機とするこ

5 業務の概要

現役大学生や企業関係者など、現場で得られる生の声を生かし、大学を卒業する女性が卒業後も県内に就職し、住み続けたいとなるよう、女子大学生をはじめとする若年女性の県内定着に資するため有効な事業を企画・実施する。

なお、本事業は、次の（１）から（５）までに掲げる業務を、必要に応じて上手く組み合わせ、連動性を図りながら包括的に実施するものとする。

（１）プロジェクトチームの運営

①プロジェクトチームメンバーの募集・選定

プロジェクトチームメンバーは、当該事業について意欲的に取り組む意思を持つ、宮城県内の大学等に在学中又は、宮城県出身で現在首都圏等に在学中の学生で構成するものとし、学生で構成するプロジェクトチームメンバーを令和７年７月２２日（火）までに選定し、県に報告すること。なお、プロジェクトチームメンバーの人数は６名程度とし、人数及びメンバーの選定に当たっては県と協議するものとする。

②スクラム企業の募集・選定

プロジェクトチームの活動をサポートする協力企業を「スクラム企業」として選定することとする。スクラム企業は、女性の雇用及び女性が働きやすい職場づくりに意欲的であり、当該事業の趣旨・目的を理解する県内企業を対象に令和７年７月２２日（火）までに選定し、県に報告すること。なお、スクラム企業は８社程度とし、企業の選定に当たっては県と協議するものとする。

③プロジェクトチームの運営

プロジェクトチームの円滑な運営、企画会議の開催、進行、とりまとめ等を行う。

なお、プロジェクトチームによる企画会議の実施に当たっては、その都度、テーマを明確に設定するとともに、議論を深めるために必要となるデータや資料を提供するなど、効果的・効率的な運営に努めること。

④プロジェクトチームの庶務

プロジェクトチームが活動するための経費（発足式・事業報告会を含むプロジェクトチームメンバーの旅費、謝金等）の支払いを行う。

⑤連絡調整

プロジェクトチームメンバーとの連絡調整を適宜行うとともに、業務の進捗等について、仙台地方振興事務所と随時情報共有すること。

なお、スクラム企業決定後の、企業との連絡調整については、主として県が行うものとする。

（２）プロジェクトチームによる企画会議

①開催方法

プロジェクトチーム及びスクラム企業による企画会議を実施し、学生の意見を本事業に効果的に反映せるものとする。企画会議は、原則として対面で実施するものとする。ただし、やむを得ない理由により対面参加が難しい者については、Web 会議による参加も可能と

する。なお、スクラム企業については、プロジェクトチームメンバーが働く女性の実情や地元企業への理解を深めるための意見交換やイベント企画における企業側の意向聴取等、必要に応じて参集することとする。

②開催場所

開催場所は、仙台市内で行うものとし、宮城県仙台合同庁舎又は受託事業者が指定する場所のいずれかで行う。

<企画会議のテーマ（例）>

- ・女子大学生の「働く」に関する実態の把握
- ・働く女性の実情、県内企業への理解促進（スクラム企業との意見交換）
- ・女子大学生の県内就職・定着に向けたイベントの企画
- ・女子大学生に向けた効果的な情報発信（平常時・イベント時）
- ・県内企業の魅力を伝えるための企業へのインタビュー内容の検討 など

③考察レポート作成のサポート

企画会議において検討した内容を踏まえ、プロジェクトチームメンバー各自が女子大学生の県内就職・定着に対する考察レポートを作成することとし、そのサポートを行う。

（３）プロジェクトチーム企画イベントの実施

①目的

企画会議などによりプロジェクトチームが企画したイベントを実施する。イベント参加者は、女子大学生のうち１年生から３年生を主なターゲットに設定し、学生に宮城の魅力（企業含む）を知ってもらい、「宮城で働き、生活すること」を具体的にイメージすることで、県内就職への理解を深め、就業意識が醸成されることを目的とする。

②内容

イベントの内容については、学生と企業との座談会及び学生目線での企業紹介を軸とし、プロジェクトチームの企画案を踏まえて県と受託事業者が協議の上、実施内容の詳細を確定させる。学生目線での企業の魅力紹介については、（４）の取組と連動させて実施する。

③実施時期

実施時期については、２月上旬から中旬を目安に、より多くの参加者が見込まれる適切な時期とする。

④開催場所

会場は、県広報課事業において本業務での利用が採択された場合は「CROSS B PLUS」（仙台市青葉区大町１丁目 1-30 新仙台ビルディング １階）を利用することとする。不採択となった場合は、受託事業者においてターゲットのニーズに合った会場を選定することとし、県と協議の上、確定させる。

（４）仙台地域の働く女性の WEB 紹介

令和６年度の取組を引き継いで実施するものとする。プロジェクトチームメンバーがスクラム企業へ訪問し、スクラム企業で働く女性へインタビューを実施して、学生目線で企

業の魅力をプロジェクトチームの Instagram にて紹介する。なお、WEB 紹介に係る企業訪問・インタビューは（３）の取組と連動して実施する。

（５）首都圏に就職した若い女性への就職・ライフコースに関する実態調査

①調査対象・回答数・調査手法

宮城県内の大学に在学し、就職を機に首都圏に転出した２０～２９歳の女性を対象とし、２０人以上にオンラインでのインタビュー調査を実施する。対象の選定に当たっては、業種や職種の偏りがないう留意するものとする。

また、選定後速やかに、対象者について県に報告することとし、県と受託事業者で協議の上、対象者を決定する。

②調査項目

調査項目は、以下の調査項目（例）を参考に県が作成し、県と受託事業者で協議の上、決定する。

<調査項目（例）>

- ・属性（出身地、学校名、性別）
- ・就職先として首都圏を選んだ理由
- ・就職先として宮城県を選ばなかった理由
- ・首都圏就職の就職前後のイメージギャップ
- ・就職前後での理想のキャリアの変化
- ・ライフイベント（結婚・子育て）に対する考え方
- ・ライフイベントを考慮した理想の働き方
- ・働き続けるために企業に求めること など

③報告事項

調査結果について、エクセル形式にて令和７年１０月末日までに県に提出する。なお、集計や分析は不要とする。

④その他

調査対象者に対して謝金等を支給する場合は、支給に係る事務は受託事業者が行うものとする。

6 その他

（１）事業報告書について

事業終了後、令和８年３月１６日までに、事業報告書を作成し、発注者に提出する。事業報告書には、業務の実施状況に関する事項として、下記の項目を記載すること。

- ①プロジェクトチームの運営状況、謝金等の支出状況、プロジェクトチームメンバー及びスラム企業の事業参画（出席）状況
- ②企画会議、意見交換会等の概要（会議記録）
- ③イベントの実施概要及び参加者アンケートをまとめた報告書
- ④事業全体を通じて得られた考察・提言（県外流出の要因分析、有効な県内定着策、次年度

以降の取組への提言等)

⑤その他事業実施報告として必要な事項

(2) 契約金額について

契約金額には、本業務に係るすべての経費を含むものとする。ただし、想定される活動に対し、実績が大きく増減する場合等には受注者と発注者の協議により、契約金額を変更する場合がある。

(3) 事業の再委託について

受注者は、発注者の承認がある場合に限り第三者に一部の業務を再委託することができる。

(4) 情報の取扱いについて

- ①受注者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ②受注者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ③Web 配信を行う際は、別記 2 「情報セキュリティ特記事項」を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ④電子メールの誤送信防止対策として、以下の対策を徹底すること。なお、電子メール以外のインターネットを通じたメッセージの送受信サービス、FAX の場合も準じた対策を講ずること。
 - 1) 電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分（宛先、CC、BCC）、件名及び本文等に誤りがないか再確認すること。
 - 2) 添付ファイルについて、内容及び不必要なデータが含まれていないか再確認すること。
 - 3) 一斉送信をする場合は、必要がある場合を除き、他の送信先アドレスがわからないよう BCC を利用すること。
 - 4) 重要なメール（個人情報または機密情報を含むメール。以下同じ。）は原則として送信してはならない。業務上必要があつて送信する場合は、県と協議し、許可を得ること。
 - 5) 重要なメールを送信する場合は、必要に応じて、暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - 6) 一斉送信をする場合や重要なメールを送信する場合は、複数職員による確認を行うこと。

(5) 著作権について

- ①この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種資料等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ②受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。